

津市福祉有償運送普及促進支援事業補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 31 日訓第 26 号

改正 平成 23 年 3 月 29 日訓第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、要介護者、身体障害者等他人の介助によらずに移動することが困難な者に対する安全で安心な移動手段を確保するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「福祉有償運送普及促進支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 3 条 補助金は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 79 条に規定する国土交通大臣の登録を受けて、本市を運送区域として道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「法施行規則」という。）第 49 条第 3 号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を実施する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他法施行規則第 48 条各号に規定する者（以下「特定非営利活動法人等」という。）に対して、福祉有償運送の安全性及び利便性を確保するために要する次の各号に掲げる費用（この要綱に基づく補助金以外の金銭援助を本市又は他の地方公共団体等から受けていない費用に限る。以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 法施行規則第 51 条の 3 第 8 号に規定する福祉自動車（福祉有償運送の用に供するものに限る。以下「福祉自動車」という。）の購入に要する費用（車両本体及び福祉有償運送の実施に必要な付属品の価格に限る。）
- (2) 法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する自家用有償旅客運送自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の運転者が法施行規則第 51 条の 16 第 1 項各号並びに同条第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を備えるために必要な講習の受講に要する費用並びに自家用有償旅客運送自

動車に係る運行管理の責任者が法施行規則第51条の17第2項第1号及び第2号に規定する要件を備えるために必要な講習の受講に要する費用
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額が30万円を超えるときは、30万円)を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の補助金の額は、一の年度において一の特定非営利活動法人等につき30万円を限度とする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、福祉自動車を購入し、又は講習を受講する日の前日とする。

(実績の報告)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 第3条第1号の費用に係る実績報告書 次に掲げる書類

ア 福祉自動車の自動車検査証の写し

イ 領収書の写し又はこれに準ずるもの

ウ 福祉自動車の車両登録番号及び当該車両であることを確認できる写真

(2) 第3条第2号の費用に係る実績報告書 次の掲げる書類

ア 講習の修了証の写し

イ 領収書の写し又はこれに準ずるもの

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日訓第17号)

(施行期日)

1 この訓は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市福祉有償運送普及促進支援事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。